

J-クレジット制度 に係る政策動向について

2025年2月14日

経済産業省 近畿経済産業局
エネルギー対策課 浅田 峻介

カーボンニュートラル（CN）を巡る動向

近年、期限付きカーボンニュートラル目標を表明する国地域が急増し、その**GDP総計は世界全体の約90%**を占める（COP25終了時には**約26%**）。

こうした中、金融市場の動きも相まって、あらゆる産業が、**脱炭素社会に向けた大競争時代に突入**。環境対応の成否が、企業・国家の競争力に直結することに。

カーボンニュートラルの波

<期限付きCNを表明する国地域の急増>

2019年	<ul style="list-style-type: none"> 期限付きCNを表明する国地域は121、世界GDPの約26%を占める
2024年	<ul style="list-style-type: none"> 期限付きCNを表明する国地域は146、世界GDPの約90%を占める

（出典）各国政府HP、UNFCCC NDC Registry、Long term strategies、World Bank database等を基に作成

期限付きCNを表明する国・地域（2024年4月）

■ 2050年まで
■ 2060年まで
■ 2070年まで

金融機関の動き

<世界的なESG投資額の急増>

- 全世界のESG投資の合計額は、2020年に35.3兆ドルまで増加

年	投資額 (兆ドル)
2014	18.3
2016	22.9
2020	35.3

（出所）GSIA「Global Sustainable Investment Review」

<企業情報開示・評価の変化>

- 気候変動が企業に対して及ぼす財務的影響について開示する任意枠組み「TCFD」に対し、世界で3,496の金融機関等が賛同
- また、「TCFD」は、情報開示だけでなく、インターナル・カーボンプライシングの設定も推奨

産業界の対応

<サプライチェーン全体の脱炭素化>

- 国内外で、サプライチェーンの脱炭素化とそれに伴う経営全体の変容（GX）が加速

海外	Microsoft	2030年まで
	Apple	2030年まで
国内	リコー	2050年まで
	麒麟	2050年まで

カーボンニュートラル表明

<GX時代における新産業の萌芽>

- 商品価格・機能に加えてカーボンフットプリントが購買判断の基準になるような、消費行動の変容を促す新産業が発展
- また、脱炭素関連技術の開発・社会実装について、大企業のみならず、スタートアップが主導するケースも増加

脱炭素経営に向けた取組の広がり

- ESG金融の進展に伴い、グローバル企業を中心に、気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD）や、脱炭素に向けた目標設定（SBT, RE100）が国際的に拡大。**投資家等への脱炭素経営の見える化**を通じ、企業価値向上につながる
- 脱炭素経営が**差別化・ビジネスチャンスの獲得**に結びつく
- さらに、こうした企業は、**取引先（サプライヤー）にも目標設定や再エネ調達等を要請**

TCFD
Taskforce on Climate related
Financial Disclosure

- 投資家等に適切な投資判断を促すために、**気候関連財務情報開示を企業等へ促進**することを目的とした民間主導のタスクフォース
- 主要国の中央銀行、金融監督当局、財務省等の代表からなる**金融安定理事会（FSB）**の下に設置

SBT
Science Based Targets

- パリ協定の目標達成を目指した削減シナリオと整合した目標の設定、実行を求める国際的なイニシアティブ
- 国際NGO(CDP、WRI、Global Compact、WWF)が運営

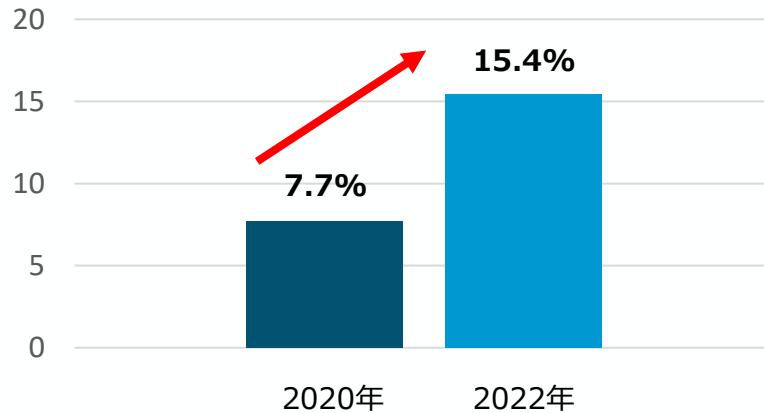
RE100
Renewable Energy 100

- 企業が自らの事業の**使用電力を100%再エネ**で賄うことを目指す国際的なイニシアティブ
- 国際NGO(The Climate Group、CDP)が運営

- 足元では、取引先から排出量計測・カーボンニュートラルへの協力を要請された中小企業の割合が2020年から倍増（15.4%、55万社程度）するなど、CNに向けた波が顕在化。

我が国中小企業が取引先からCN要請を受けた割合

- ✓ 取引先から排出量計測・CNへの協力を要請された割合：
2020年7.7% ⇒ 2022年15.4%へ倍増
(55万社程度と推計される)

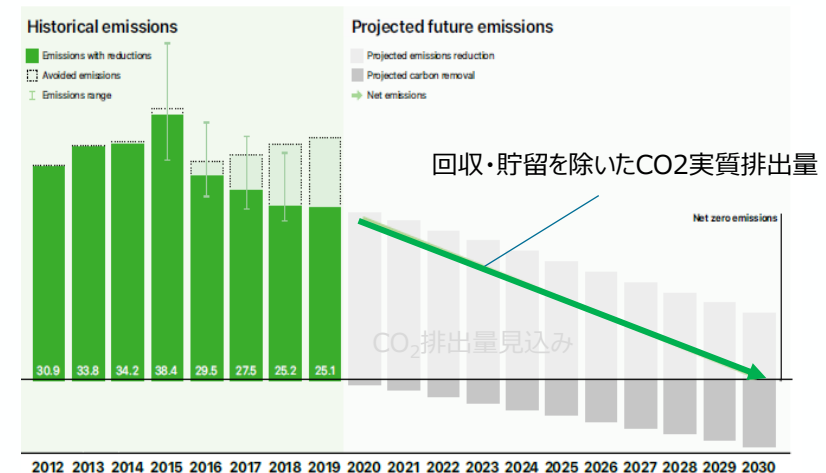


出所：中小企業白書（2023年）より抜粋

米・Apple：2030年までにサプライチェーン脱炭素化

- 2020年7月、2030年までにサプライチェーンも含めたカーボンニュートラルを目指すと発表し、サプライヤーがApple製品の製造時に使用する電力についても2030年までに再生可能エネルギー100%を目指す、との目標を公表。

【製造から廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全体でのCO2排出量】



出所：Apple「Environmental Progress Report 2019」を基に経済産業省作成

サプライチェーン上の排出削減の要請

- グローバル企業がサプライチェーン排出量の目標を設定すると、そのサプライヤーも巻き込まれる。
- 大企業のみならず、中小企業も含めた取組が必要（いち早く対応することが競争力に）。



○の数字はScope 3のカテゴリ

Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量** + **Scope2排出量** + **Scope3排出量**

本題に入る前に・・・

(1) エネルギー安定供給の確保を 大前提としたGXの取組

①徹底した省エネの推進

- 複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金の創設
- 省エネ効果の高い断熱窓への改修等、住宅省エネ化への支援強化

②再エネの主力電源化

- 次世代太陽電池（ペロブスカイト）や浮体式洋上風力の社会実装化

③原子力の活用

- 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化
- 厳格な安全審査を前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り運転期間のカウントから除外を認める

④その他の重要事項

- 水素・アンモニアと既存燃料との価格差に着目した支援
- カーボンリサイクル燃料（メタネーション、SAF、合成燃料等）、蓄電池等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進

(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」 等の実現・実行

①GX経済移行債を活用した、今後10年間で 20兆円規模の先行投資支援

②成長志向型カーボンプライシングによるGX投 資インセンティブ

③新たな金融手法の活用

⇒ 今後10年間で150兆円を超えるGX投資を
官民協調で実現・実行

④国際展開戦略

- クリーン市場の形成やイノベーション協力を主導
- 「アジア・ゼロエミッション共同体」(AZEC)構想を実現

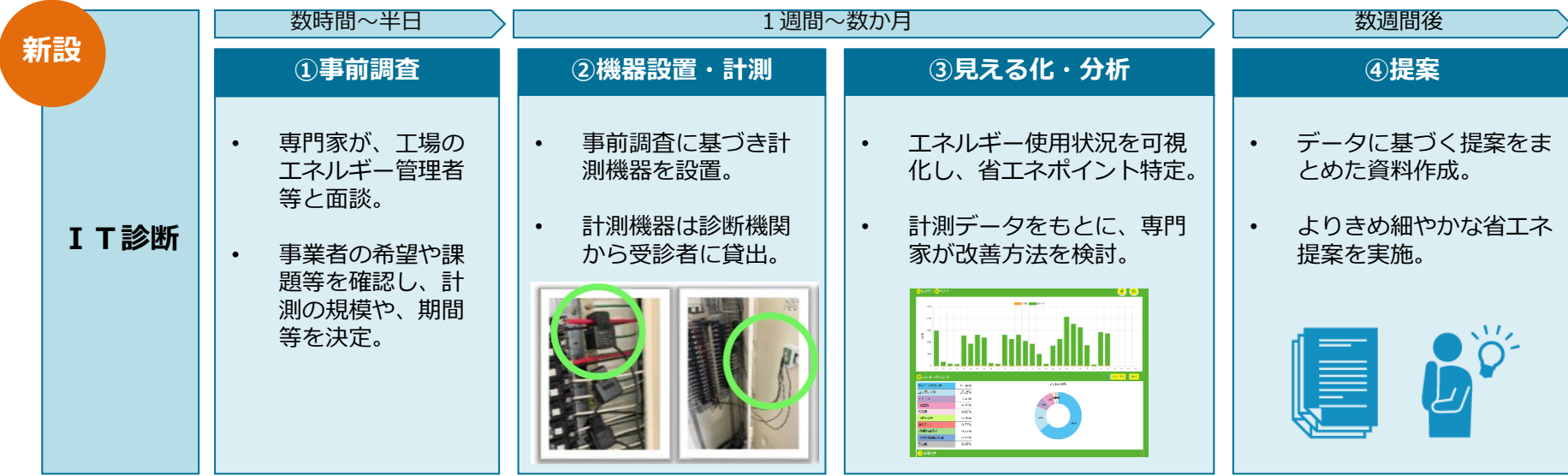
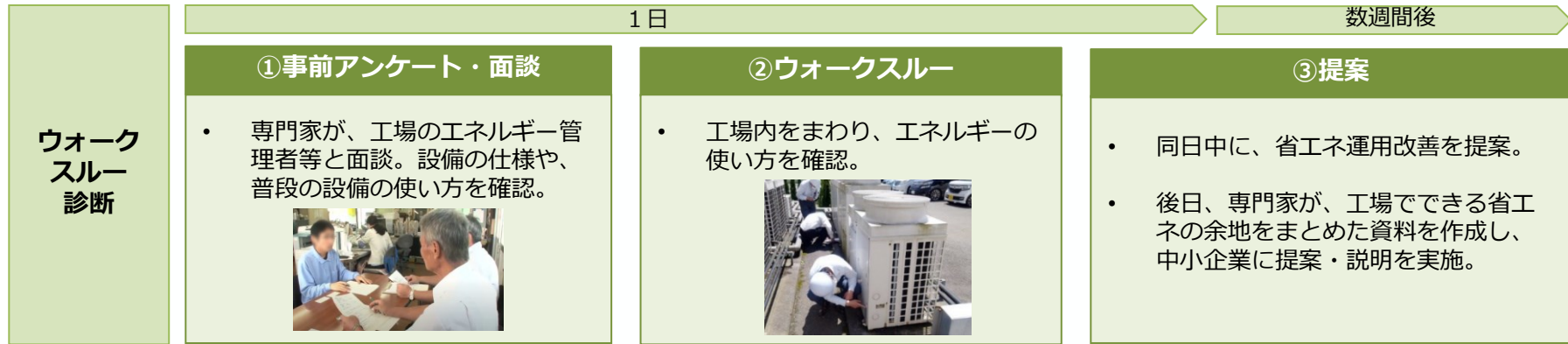
⑤公正な移行などの社会全体のGXの推進

- 成長分野等への労働移動の円滑化支援
- 地域・くらしの脱炭素化を実現

⑥中堅・中小企業のGXの推進

- サプライチェーン全体でのGXの取組を推進

- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支援を強化**。
- これまでのウォークスルーを中心とした診断に加えて、**計測機器を用いた設備・プロセスごとのエネルギー使用状況の見える化、分析・提案に対応するメニュー（IT診断）を追加**する。



(参考) 省エネ診断の申請枠組みの詳細

- 今年度より、ウォークスルーによる診断に加えて、診断機関が貸し出すデジタル計測機器で取得したデータを活用した、**きめ細やかな改善提案を行う「IT診断」を追加**。(診断機関は、自身の行う診断内容に応じて登録が可能。)
- また、**診断後、継続的な省エネ支援を希望する場合には、診断機関による伴走支援(設備更新計画の作成等)を受けることが可能**。(ウォークスルー診断・IT診断のいずれとも組み合わせが可能。)

■ 診断の枠組みと、中小企業の負担額のイメージ

類型	ウォークスルー診断		新設 IT診断	伴走支援
	工場・事業所	特定設備のみ (旧:クイック診断)	工場・事業所	
対象	工場・事業所	特定設備のみ (旧:クイック診断)	工場・事業所	工場・事業所
概要	<ul style="list-style-type: none"> 省エネの専門家が中小企業を訪ね、アドバイスを実施。 工場全体の診断のほか、特定の設備に限った診断も可。 		<ul style="list-style-type: none"> 設備・プロセスごとのエネルギー使用状況を計測・分析。 計測したデータを活用し、よりきめ細やかな省エネ改善を提案。 	<ul style="list-style-type: none"> 診断後、継続的な省エネ支援を希望する場合に受診可能。 地域の自治体や金融機関等とも連携し、設備更新計画の作成等を支援。
診断機関	登録診断機関			登録診断機関 (地域での活動要件)
中小企業負担額のイメージ	【工場・事業所】15,000円程度 (注1) 【特定設備のみ】5,500円程度 (注2)		20,000~50,000円程度 ※大規模診断の場合、最大200,000円(いずれも想定)	支援内容に応じて設定 ※最大47,000円程度

(注1) 年間のエネルギー使用量等に応じて変動。原油換算で年間50kl超300kl以下の場合の金額イメージ。最大(3,000kl)の場合、47,000円程度。

(注2) 1設備の場合の金額イメージ。2設備の場合、11,000円程度。3設備の場合、16,500円程度。

省エネ・非化石転換補助金

【国庫債務負担行為含め総額 2,375億円】

※令和6年度補正予算案額：600億円

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、**工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）**の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- **I型に中小企業投資促進枠を創設**するなど、GXへの取組の第一歩として省エネを強力に促進する。

<p>(Ⅰ) 工場・事業場型</p> <p>※旧A B類型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業所全体で大幅な省エネを図る取り組みに対して補助 ● 補助率：1/2（中小）1/3（大）等 ● 補助上限額：15億円 等 <p>※中小企業投資枠等を追加</p>	<p>【平釜】  → 【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用  </p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。 ● 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業所全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。
<p>(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助 ● 補助率：1/2 ● 補助上限額：3億円 等 <p>※中小企業のみ工事費を補助対象に追加</p>	<p>【キューボラ式】※コークスを使用  → 【誘導加熱式】※電気を使用 </p>
<p>(Ⅲ) 設備単位型</p> <p>※旧C類型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● リストから選択する機器への更新を補助 ● 補助率：1/3 ● 補助上限額：1億円 <p>※省エネ要件を追加</p>	<p>【業務用給湯器】  【高効率空調】  【産業用モータ】 </p>
<p>(Ⅳ) EMS型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● EMSの導入を補助 ● 補助率：1/2（中小）1/3（大） ● 補助上限額：1億円 <p>※省エネ要件を見直し</p>	<p>【見える化システムによるロス検出】  【AIによる省エネ最適運転】 </p>

省エネセンターの過去の診断事例より

蒸気バルブの保温対策

年間エネルギーコスト	53.3万円
年間CO2削減量	7.9トン
設備投資額	36万円

【出典】省エネセンター事例集より作成
https://www.shindan-net.jp/case/396_F122024.html

空調室外機のフィン清掃

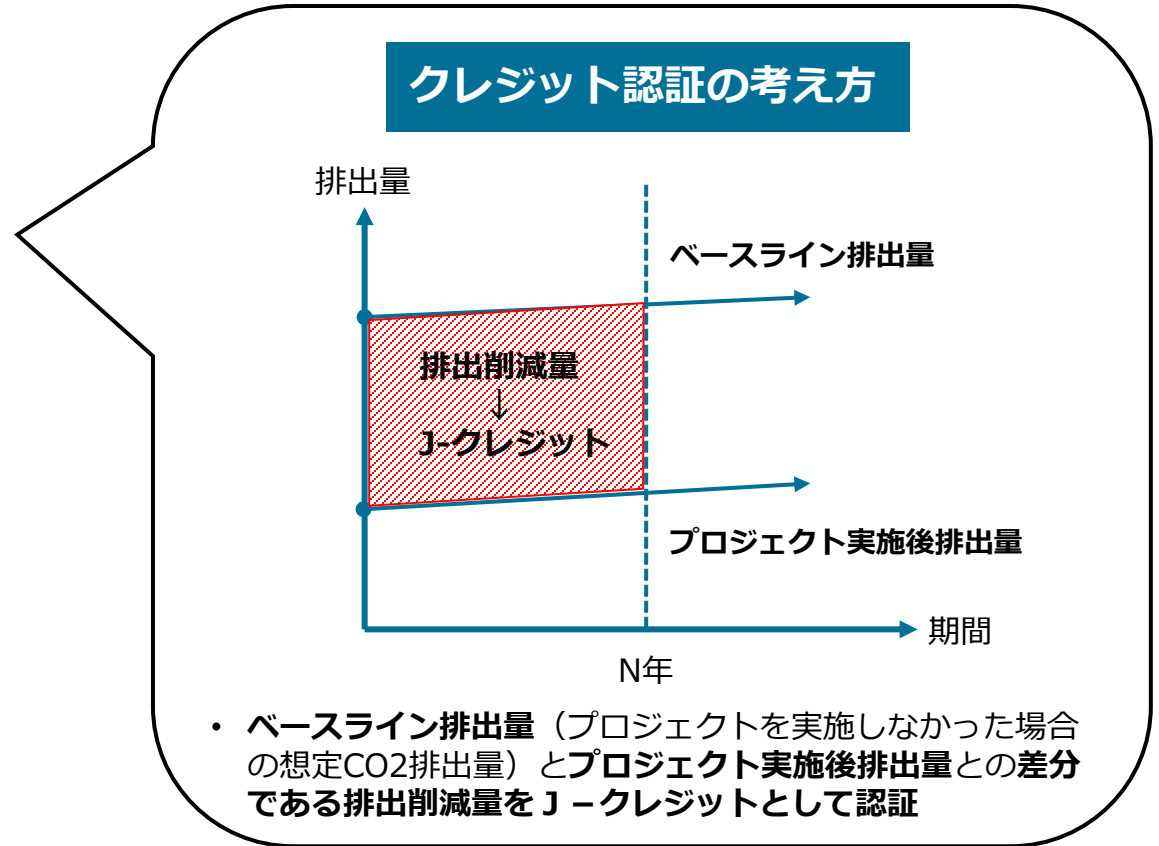
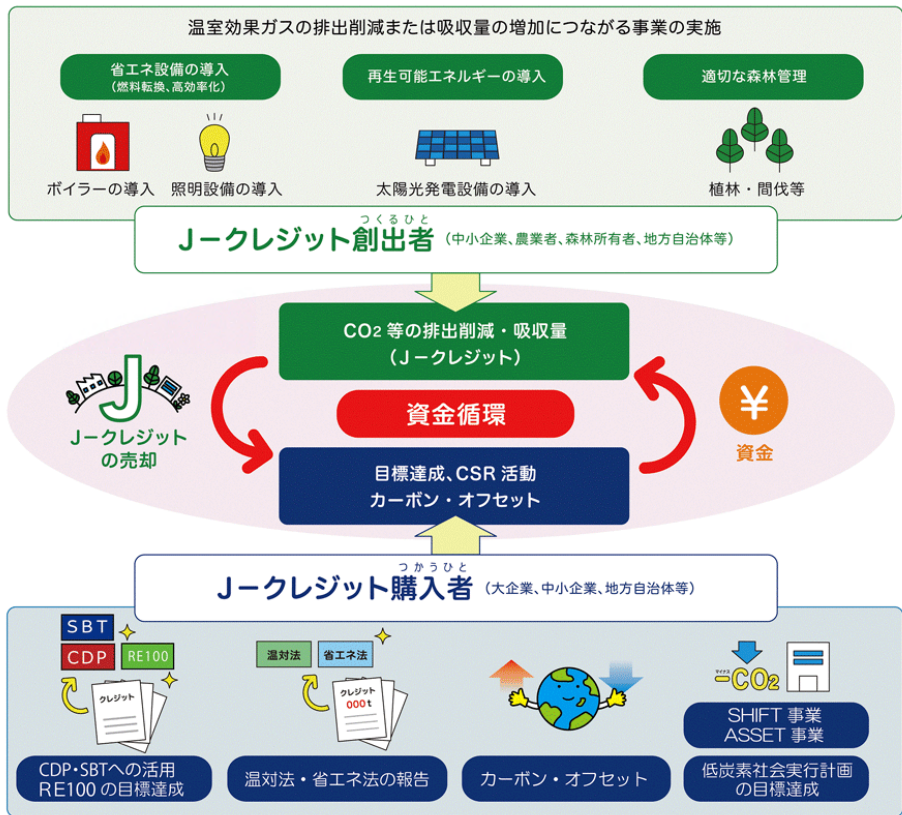
年間エネルギーコスト	16.5万円
年間CO2削減量	3.9トン
設備投資額	運用改善

【出典】省エネセンター事例集より作成
https://www.shindan-net.jp/pdf/shindan_jirei2022.pdf#page=14

**省エネで削減できるところは
省エネから排出量削減を！**

J-クレジット制度の概要

- J-クレジット制度は、日本国内の排出削減・吸収の取組についてクレジット認証を行う制度で、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- クレジットをインセンティブとして省エネ・低炭素投資等を促進するとともに、国内の資金循環を生み出すことで、経済と環境の好循環を促進する。



J-クレジット制度の対象事業

- J-クレジットの創出には本制度で策定された**方法論※**に基づいていることが必要。
- 方法論とは排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定したもの。
- 承認された方法論に該当しない排出削減・吸収活動を行おうとする場合は、方法論策定規程に従って方法論を提案することができる。

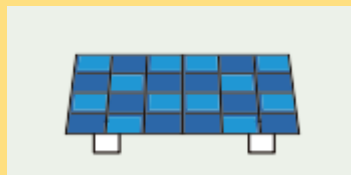
※2024年7月時点で71の方法論を承認

<省エネ設備の導入>



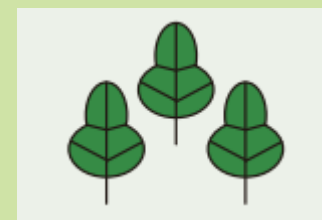
- (例)
- ボイラーの導入
 - 照明設備の導入
 - 空調設備の導入
 - コージェネレーションの導入

<再エネの導入>



- (例)
- バイオマス燃料（固形・液体）による化石燃料の代替
 - 太陽光発電設備の導入

<適切な森林管理>



- (例)
- 森林経営計画に基づいた間伐・植林等

プロジェクト登録・クレジット認証の流れ

- 審査機関がプロジェクトの妥当性や認証量を確認し、有識者で構成される認証委員会で審議する。

プロジェクト登録

① J-クレジット制度への参加検討。プロジェクト計画書の作成

↓
設備情報や燃料使用量等のデータから、排出削減計画やプロジェクト登録要件等をプロジェクト計画書に記載。

② プロジェクト計画書の妥当性確認

↓
計画書の記載に誤りがないか、設備は適切に稼働しているか等の妥当性を審査機関が確認。

③ プロジェクト登録の申請

④ プロジェクト登録に関する審議（認証委員会）

プロジェクト登録

クレジット認証

① データのモニタリング、収集。モニタリング報告書の作成

↓
プロジェクト計画書に従い、必要データのモニタリング・収集を実施。排出削減量を算定し、報告書に記載。

② モニタリング報告書の検証

↓
報告書の記載に誤りがないか、設備は適切に稼働しているか、認証量等を審査機関が確認。

③ クレジット認証申請

④ クレジット認証に関する審議（認証委員会）

クレジット認証

プログラム型について 個々のプロジェクトをまとめて認証

登録形態	概要	想定されるプロジェクト登録者
通常型	基本的には1つの工場・事業所等における削減活動を1つのプロジェクトとして登録する形態。	企業・自治体
プログラム型	<p>家庭の屋根に太陽光発電設備を導入など、複数の削減・吸収活動を取りまとめ1つのプロジェクトとして登録する形態。以下のようなメリットがある。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 単独ではプロジェクト登録が非現実的な小規模な削減活動から、J-クレジットを創出することが可能。2. 登録後も、削減活動を随時追加することで、プロジェクトの規模を拡大することが可能。3. 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。	<ul style="list-style-type: none">• 商店街組合/農協• 設備販売/施工会社• 自治体

J-クレジットの活用先について

活用先のルール変更等により取り扱いが異なる場合がありますので、実際の活用におかれましては、必要に応じて各活用先の最新情報をご確認ください。

用途	J-クレジットの種別				
	再エネ発電	再エネ熱	省エネ	森林吸収	工業プロセス、農業、廃棄物
温対法での報告 (排出量・排出係数調整)	○	○	○	○	○
省エネ法での報告 (共同省エネルギー事業に限る)	×	×	○※1	×	×
省エネ法での報告 (定期報告における非化石エネルギー使用割合の報告)	○	○	△※2	×	×
カーボンオフセット	○	○	○	○	○
GXリーグにおける排出量実績の報告	○	○	○	○	○
CDP質問書・SBTへの報告	○※1※3	○※1※4	×	×	×
RE100達成のための報告	○※1※3※6※7	×	×	×	×
SHIFTの目標達成	○	○	○	○	○
経団連カーボンニュートラル 行動計画の目標達成	△※8	△※8	△※8	○	△※8

※1 報告可能な値はプロジェクトごと、認証回ごとに異なる。

※2 EN-S-019、EN-S-043、EN-S-044の方法論に基づいて実施される排出削減プロジェクト由来 J-クレジット（非化石エネルギーを活用するものに限る）のみ利用可。

※3 他者から供給された電力（Scope2）に対して、再エネ電力由来の J-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※4 他者から供給された熱（Scope2）に対して、再エネ熱由来の J-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※5 CDP気候変動質問書2021の設問C11.2にのみ、報告対象期間内の創出・購入量を報告可能。

※6 2021年8月のRE100の基準引き上げによる変化点

- ・自家発電した電力（Scope1）には再エネJクレ使用不可。
- ・Scope2の電力供給のうち、工場敷地内（オフグリッド内）の別会社が設置した発電設備由来の電力（Scope2）に対して再エネJクレ使用不可。

※7 2022年10月のRE100の基準引き上げによる変化点

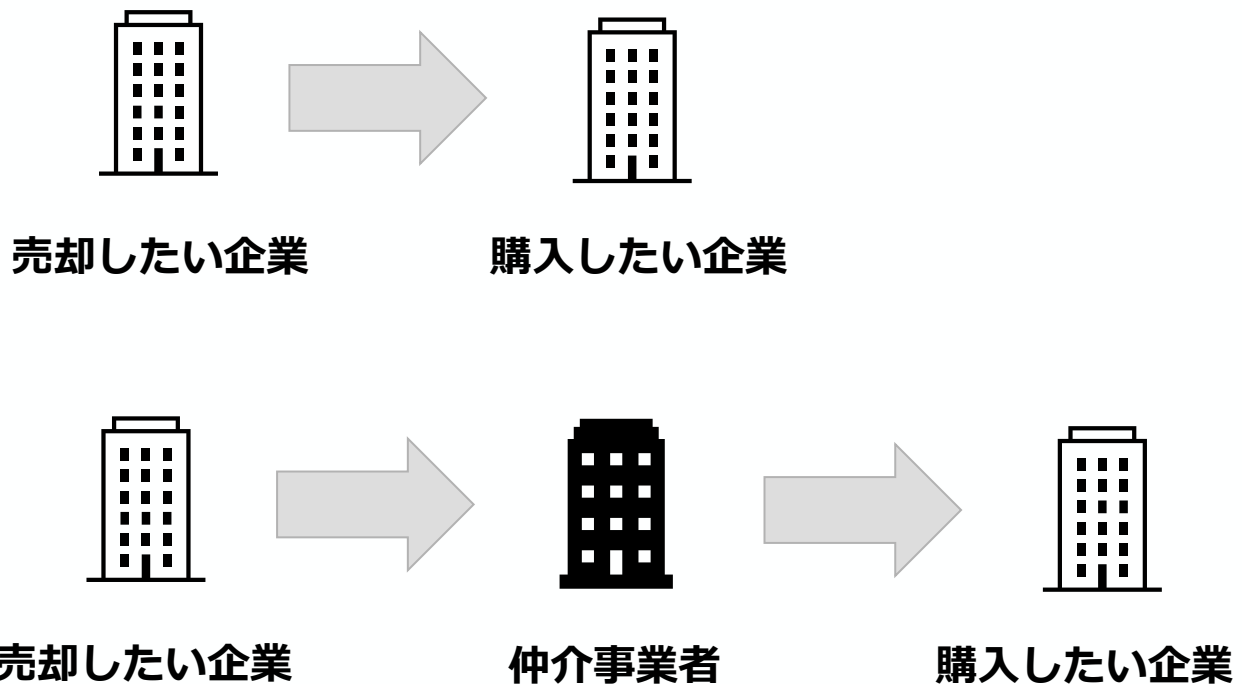
- ・原則として、設備稼働日より15年を超えたプロジェクト由来の再エネJクレ使用不可。詳細はRE100のHPをご覧ください。

※8 経団連カーボンニュートラル行動計画に参加している事業者が創出したクレジットは対象外。制度記号が「JCL」のクレジットが使用可能。

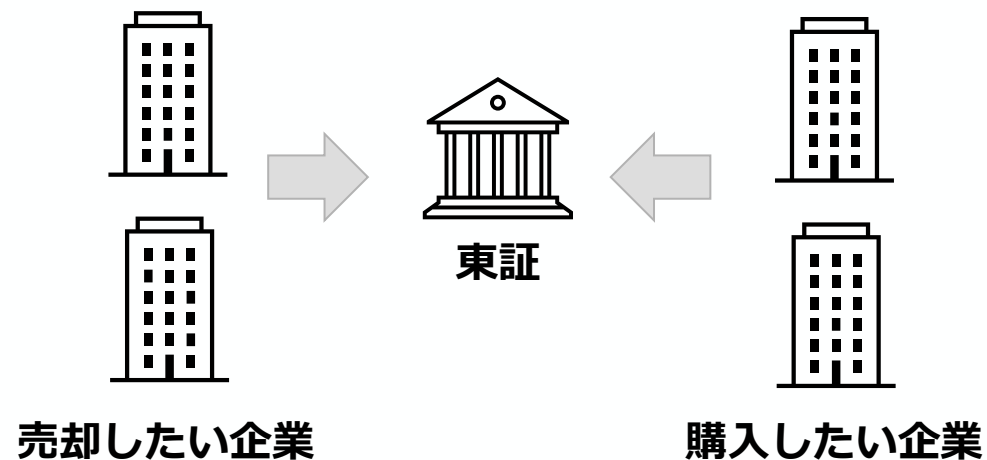
J-クレジット売買の方法について

- 主に、相対取引とカーボンをクレジット市場での取引が存在。

①相対取引



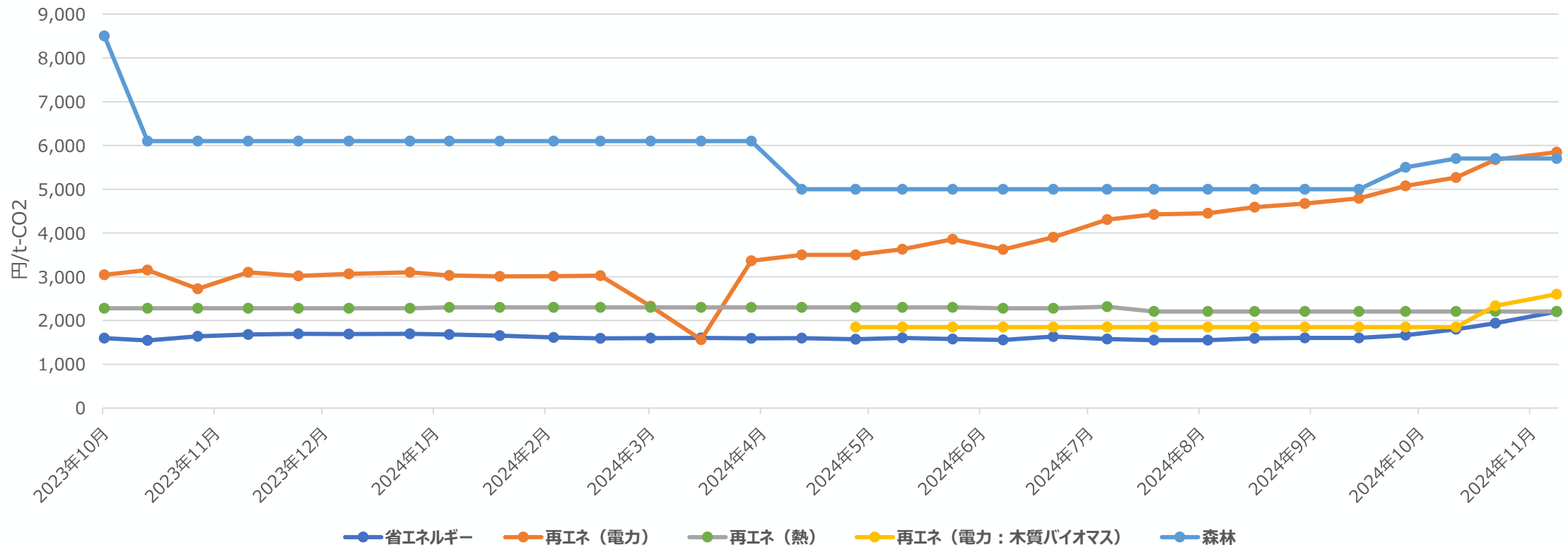
②カーボンをクレジット市場



カーボンクレジット取引価格の推移

- 再エネクレジット（電力）について、市場開設当時は約3,000円で取引されていたところ、直近では約2倍の約6,000円で取引されている。

各クレジット区分加重平均価格の推移

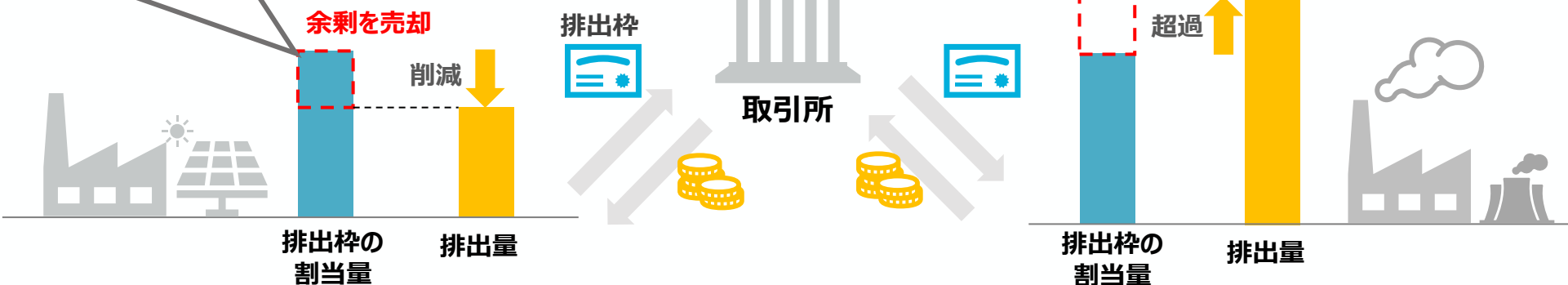


排出量取引制度と化石燃料賦課金

排出量取引制度

① 排出枠の割当

- 一定の基準に従って政府が排出枠（排出許可証のようなもの）を割当。



② 排出枠の取引の実施

- 市場を介して実績との過不足分を融通。

➡ 特に排出量の多い企業を対象に、効果的かつ費用効率的な排出削減取組を促進

化石燃料賦課金

- 化石燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量に応じた金額を賦課するもの。
- 化石燃料の輸入事業者等に支払い義務。転嫁を通じて社会全体で、化石燃料の使用に伴うコストを負担。

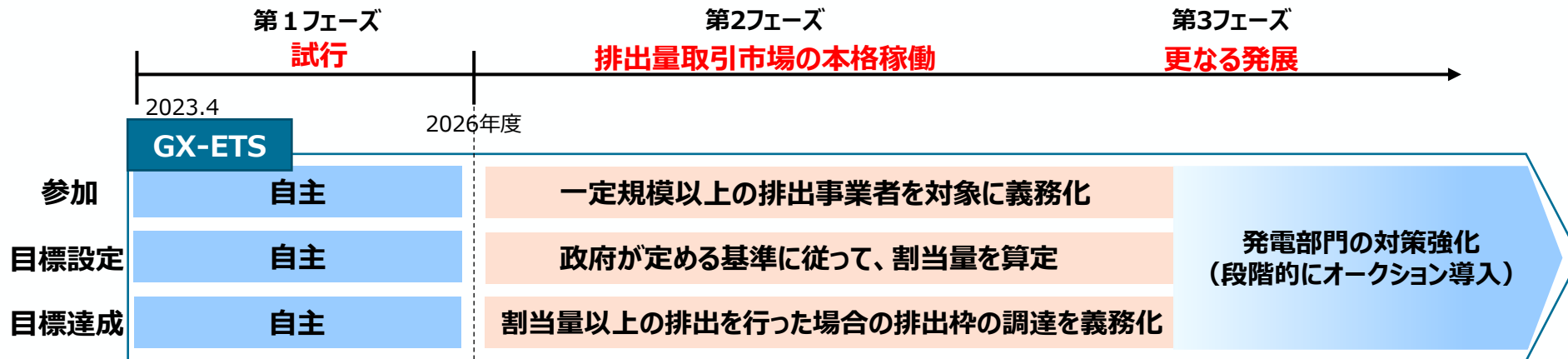
➡ 化石燃料の需要家に対して、排出量取引よりも広範に行動変容を促すことが可能。

我が国における排出量取引制度の段階的な発展

- GX推進の観点からGX推進戦略に基づき**20兆円規模先行投資支援を行うと同時に、GX投資の促進が特に重要な多排出企業を対象に排出量取引制度を段階的に導入**することとしている。
- 具体的には、
 - **2023年度**より、自主参加型の枠組みである**GXリーグ**において、**排出量取引制度を試行的に開始**。
 - **2026年度**からは、より実効可能性を高めるため、**排出量取引を法定化（全量無償で排出枠を交付）**。
 - **2033年度**からは、カーボンニュートラルの実現に向けた鍵となる発電部門の脱炭素化の移行加速に向け、**発電部門について段階的にオークション※を導入**。

※ 企業に割り当てられる排出枠を無償で交付せず、企業が必要とする分を売り渡す方法。

<GX-ETSの段階的発展のイメージ>



岸田前首相施政方針演説（2024年1月30日）

- 「26年度本格導入に向けて、大企業の参加義務化や個社の削減目標の認証制度の創設を視野に法定化を進めていきます。」

2026年度より開始する排出量取引制度の全体像

令和6年12月19日
第5回CPWG事務局説明資料

① 制度対象者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年平均で10万トン以上の法人（単体）が対象。
- 義務対象者である親会社等が、密接な関係にある子会社（義務対象者のみ）も含めて一体での手続履行を可能とするための認定制度を創設。

② 移行計画（仮称）の策定

- 対象企業は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた排出削減目標や、その他関連事項を含む計画を策定・提出。
→ **例えば、2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを国が集計・公表。**

③ 排出枠の償却義務

- ① **排出枠の割当の申請**
 - 政府指針に基づいて算出した排出枠の量を企業が割当申請（**全量無償割当**）。
- ② **排出量の算定・報告**
 - 企業は、自らの排出量について、第三者機関による検証を受けたうえで、毎年度国に報告。
- ③ **排出枠の償却**
 - 検証を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠の償却を義務づけ。
- ④ **不履行時の扱い**
 - 償却義務の未履行分×上限価格の1.X倍の支払いを求める。

④ 価格安定化措置

- 政府は、**排出枠の上下限価格**を設定。
- （排出枠価格の高騰等で）排出枠が不足する事業者については、**上限価格×不足分の支払いによって、義務を履行したものと見なす。**
- 一定期間以上、**市場価格が下限を下回って低迷する場合には、GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、割当基準の強化**を検討。

⑤ 排出枠取引市場

- 排出枠取引市場の公正かつ安定的な運営を担保するため、**GX推進機構が市場を開設することとする。**
- 制度対象者に加え、①**カーボンクレジットについて一定の取引経験を有する取引業者**や、②**制度対象者からの依頼に基づいて取引を行う取引業者**の市場参加を認める。